

北信漁業協同組合 新潟県内共第 16 号

第五種共同漁業権遊漁規則（関川）

（目的）

第 1 条 この規則は、北信漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する新潟県内共 第 16 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合又は組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による遊漁の申請は、承認期間 1 日の遊漁の場合には口頭又はオンラインシステムにより、承認期間 1 年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があった時は、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	1 人 1 本

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
いわな やまめ にじます	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
うぐい	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁業の方法で、ウ欄に掲げる区域でエ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁業の方法	ウ 区域	エ 期間
いわな	竿釣 毛針・ルアーのみとし、バーブレスのシングルフックを使用	関川本流一之橋から地震滝橋の区域	3月1日から9月30日まで

(遊漁区域)

第6条 次の表の左欄に掲げる区域での遊漁は、それぞれ右欄に掲げる遊漁者のみ、遊漁できるものとする。

区 域	遊 漁 者
内共16号(関川)にかかる漁場の区域のうち、関川本流並びに氷沢川	関川水系漁業協同組合及び北信漁業協同組合取扱いの遊漁者
内共16号(関川)にかかる漁場の区域のうち、新潟県側の支川	関川水系漁業協同組合取扱いの遊漁者
内共16号(関川)にかかる漁場の区域のうち、長野県側の支川(ただし、古海川を除く。)	北信漁業協同組合取扱いの遊漁者

*やまめ、にじます及びうぐいは、「食用抑制の指導」「販売の自主規制の指導」の措置が講じられている期間及び区域に注意し、遊漁する。

(全長制限)

第7条 いわな、やまめ、にじますは全長15センチメートル以下、うぐいは全長10センチメートル以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第16号第五種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び遊漁者が中学生以下のときは無料、身体障害者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料 (税込)
いわな・やまめ・にじます・うぐい	竿釣	日 券 1,200円 年 券 6,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 関川水系漁業協同組合取扱

①総括販売 関川水系漁業協同組合事務所
(新潟県妙高市美守2丁目1-38)

②その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

① 総括販売 北信漁業協同組合事務所
(長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2)

②その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認期間が1年間の遊漁承認証にあっては、承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は、長野県知事より免許を受けた内共第2号及び内共第18号(池尻川)の漁場区域と関川水系漁業協同組合と共同で新潟県知事より免許を受けた内共第16号(関川)の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日から施行する。

（行政庁の認可日 令和 6 年 1 月 1 日）